

岐阜医療科学大学公的研究費に関する不正防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜医療科学大学（以下「本学」という。）において公的研究費を適正に運営及び管理し、不正を防止するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公費を原資とした研究費をいう。

(教職員の責務)

第3条 本学教職員は、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であることを念頭におき、かつ公的研究費の使用および管理に関して説明責任を有することを踏まえつつ、この規程を遵守するとともに、各々の公的研究費の使用及び管理に関して、関連する規程に則り公正かつ効率的な使用に努めなければならない。教職員以外の構成員に対しては公的研究費の適切な使用について指導しなければならない。

(責任体系)

第4条 本学は、公的研究費の適正な運営、管理を行なうため、以下各号に掲げる責任者を選任し、その職名を公開する。

- 一 最高管理責任者
- 二 統括管理責任者
- 三 コンプライアンス推進責任者

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者には、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学における公的研究費の運営、管理について全ての権限を有し、本学全体を統括し、最終責任を負うこととする。
- 3 最高管理責任者は、この規程及び関連する規則等を周知するとともに、公的研究費の使用及び管理を適正に行うために必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営、管理を行なうことができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する委員会・理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員会等と審議を深める。
- 6 最高管理責任者自らが部局に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者には、副学長をもって充てる。また、副学長が空席の場合は最高管理責任者が各学部長の中から1名を指名する。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、最高管理責任者から委譲された権限のもと、本学における公的研究費の運営、管理にあたり、その責任を負う。
- 3 統括管理責任者は不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況

を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者には、統括管理責任者を除く各学部長、各学科長、専攻科長、研究科長、事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、部局における公的研究費の運営、管理にあたり、その責任を負う。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の役割を担う。

- 一 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認する。
- 二 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営、管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し受講状況を管理監督する。コンプライアンス教育の受講状況については統括管理責任者へ報告するものとし、統括管理責任者はコンプライアンス教育の受講状況につき必要に応じ改善を指示する。
- 三 自己の管理監督又は指導する部局において、構成員が適切に公的研究費の運営、管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 四 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

(監事)

第8条 監事は本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について意見を述べ、特にモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また不正防止計画が適切に実施されているか確認し、役員会等で意見を述べる。

(研修会等)

第9条 本学の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての教職員は、コンプライアンス教育の受講の義務を負うものとする。

(誓約書)

第10条 教職員は次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- 一 本学の規則等を遵守すること
- 二 規則等に違反して、不正使用を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること

(相談窓口の設置)

第11条 本学は、不正の事前防止を目的として、本学内外から公的研究費に関する事務処理手続き及び公的研究費の使用に関するルールについての相談を受け付け、効率的な研究遂行を適切に支援するため、総務部研究管理課に相談窓口を設置する。

2 相談窓口の責任者は、事務局長をもって充てる。

(内部監査)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営、管理状況確認のため、内部監査を実施する。

(内部監査担当者)

第13条 本学は、公的研究費の内部監査を実施するため、内部監査担当者を置く。

2 内部監査担当者は、最高管理責任者直轄の組織とする。

- 3 内部監査担当者は、最高管理責任者がその都度任命する。
- 4 最高管理責任者は、公的研究費の監査に関する権限を内部監査担当者に委譲し、内部監査を実施させる。

(不正防止への取り組み)

第14条 最高管理責任者は、不正行為、不正使用が行われる可能性が常にあるという前提のもとで、不正を誘発する要因を除去し、不正を抑止するため、以下各号に掲げる取り組みを行なう。

- 一 不正防止計画の策定、実施、進捗状況の把握
- 二 不正防止計画推進部署の設置
- 三 不正の告発窓口の設置
- 四 その他不正防止に有効と考えられること

(不正防止計画)

第15条 本学は、公的研究費に関する不正防止の指針として不正防止計画を策定する。

(不正防止計画推進部署)

第16条 本学全体の観点から不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定、推進する不正防止計画推進部署を置く。

- 2 前項の不正防止計画推進部署は、総務部研究管理課とする。
- 3 不正防止計画推進部署の責任者には、総務部長をもって充てる。
- 4 各部局は、不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。
- 5 不正防止計画推進部署は監事、内部監査担当者と連携し、不正発生要因について分析し、不正防止計画の見直しを行う。

(告発窓口)

第17条 本学は、本学内外の者からの公的研究費に関する不正の通報（告発）に対応する窓口を設置する。

- 2 前項の告発窓口は、法人本部総務部とする。
- 3 告発窓口の職員は、不正の通報を受けた場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(取引業者に対する対応)

第18条 統括管理責任者は、取引業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、本学が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な使用と管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

- 一 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - 二 内部監査その他の調査において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
 - 三 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - 四 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、法人本部総務部の告発窓口へ通報すること。
- 2 最高管理責任者は、不正行為、不正使用を行なった研究者と共謀して公的研究費を不正に管理するなどした業者に対して、以後本学との一切の取引を停止するなど必要な制限を加えることができる。

(法令の適用)

第19条 本規程中に、公的研究費の配分機関が定める規則等に反する規定がある場合は、公的研究費の配分機関が定める規則等を優先して適用する。

2 本規程に定めのない事項については、関係諸法令及び本学の諸規程が定めるところによる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行なう。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月7日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成30年6月6日から施行する。
- 6 この改正規程は、平成31年3月6日から施行する。
- 7 この改正規程は、令和2年9月2日から施行する。
- 8 この改正規程は、令和4年2月2日から施行する。
- 9 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。